令和６年度

島根県立図書館協議会

（第１回）

開催日：令和６年８月23日（金）

時　間：13時30分から15時15分まで

会　場：サンラポーむらくも　2F 祥雲の間

事務局（総務課長）：

本日は大変お忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。開会前に事前にお送りしております会議資料の確認をしていただきたいと思います。本日の資料は名簿、配席図、次第、資料 1～7 までの説明資料、参考資料として島根県立図書館運営方針及び活動計画の第 2 次版、島根県子ども読書活動推進計画の別冊、図書館の令和 6 年度要覧を配っています。資料の差替えがあり、名簿と配席図に訂正がありましたので差替え資料を机に置いています。差替えをお願いします。それから令和 6 年要覧の製本したものを本日お配りしていますので確認ください。不足等ありませんでしょうか。それでは時間となりましたので始めます。

本日は大変お忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。県立図書館総務課の黒崎と申します。本日の協議会進行を担当させて頂きます。よろしくお願いします。令和 6 年度第 1 回島根県立図書館協議会を開催します。開会にあたり、当館館長の原がごあいさつします。

事務局（館長）：

こんにちは。県立図書館館長の原です。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙の中、この暑い中お集りいただきありがとうございます。今年度は年度末に退任された委員の後任に 3 名の方、新しく就任いただきました。新たな体制となりましたが今年度よろしくお願いします。新委員さんもいらっしゃることから図書館協議会の目的を少し触れさせていただきます。公共図書館の運営につきましては図書館法、国の法律がございまして、国が図書館の設置及び運営上の望ましい基準を示しています。当然、県立図書館につきましてもこの基準に沿って図書館運営を行っているところです。この運営の柱となる住民サービスを前提とした公共図書館としての運営、市町村立図書館の支援などの、都道府県立図書館としての運営、また島根創生計画等、県の上位計画の実現に繋げるための島根県の県立図書館としての運営、これを基本としているところです。基本的な運営方針を具体化したものが、昨年度この協議会の皆さま方からご意見を頂きまして策定いたしました第 2 次島根県立図書館運営方針及び活動計画になります。今年度からこの計画に沿って図書館運営を行うこととしています。

第 2 次計画の概要については後ほど議事の中で説明しますが、本協議会におきましては委員の皆様から県立図書館のあり方や、図書館事業に対しましてご意見をいただいて、今後のより良い図書館運営に繋げていくこと、これを目的としています。また、電子書籍、デジタル化や読書バリアフリー法など、社会の変化や新しいニーズの対応につきまして委員の皆様からそれぞれの立場、様々な視点からのご意見としてこれからの県立図書館のあるべき姿、また課題など図書館に期待するもの、そういうことについてご意見を伺いたいということを考えていますのでよろしくお願いします。

本日は前期の計画期間の総括や、今年度の県立図書館の事業計画などについてご説明します。委員の皆様方からは忌憚のないご意見を頂きましてこれからの図書館に活かしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。簡単ではございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。

事務局（総務課長）：

本日は松原委員、岩本委員が欠席です。委員 10 名の内、（伊藤委員の到着が遅れています。）現在 7 名の委員の皆様に出席いただいています。協議会規則第 3 条におきまして、委員の過半数の出席を得ていますので、本協議会は成立しております。

委員の皆様には今年度人事異動により 10 名の内 3 名の方に新しく委員にご就任いただきまし

た。今年度ご就任いただいた松原委員は本日ご欠席ですが簡単で結構ですので全員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。名簿順でお願いしたいので、三國委員様からお願いします。

三國委員：
　島根県国公立幼稚園・こども園長会より代表で来ています。大田市から参りました、大田市立大田幼稚園園長の三國です。よろしくお願いします。

井上委員：
　島根県学校図書館協議会副会長、松江市立忌部小学校校長の井上です。よろしくお願いします。

賀戸委員：
　島根県連合婦人会副会長の賀戸と申します。よろしくお願いします。

中林委員：
　隠岐の島町図書館の中林と申します。よろしくお願いします。

佐藤委員：
　山陰合同銀行地域振興部の佐藤といいます。一人だけ図書館、教育関係とは違うところから参加させていただいていますが、何かお役に立つことがあればと思って今日参加させていただきます。よろしくお願いします。

金山委員：
　ライトハウスライブラリーで施設長をしています。金山と申します。ライトハウスライブラリーとは、視覚障害者情報提供施設ということで、いわゆる昔でいう点字図書館というところの視覚障害者への点字図書ですとか、録音図書を貸出しする図書館というところでずっときておりましたが、読書バリアフリー法の施行に伴い、そうではなくて視覚障害だけではなく肢体不自由の方、学習障害の方、そういった方達への図書、読書の提供ということで、当図書館も取り組みを始めたところです。昨年度より協議会に参加しておりますので、よろしくお願いします。

伊藤委員：
　家庭教育関係と書いてありまして出雲市で読書ボランティアをしております伊藤孝子といいます。親子読書アドバイザーや県の子どもの読書等推進の会もやらせていただいています。よろしくお願いします。

木内委員：
　島根県立大学の木内と申します。よろしくお願いいたします。専門は図書館情報学ということになります。よろしくお願いします。

事務局（総務課長）：
　ありがとうございました。続きまして県教育委員会及び事務局の方から自己紹介をいたします。名簿順にお願いします。

教育庁教育指導課長：
　島根県教育庁教育指導課課長をしております小林でございます。どうぞよろしくお願いします。

教育庁社会教育課　生涯学習振興係長：
　社会教育課の青砥と申します。よろしくお願いします。

事務局（館長）：
　改めまして事務局として、県立図書館館長の原です。よろしくお願いします。

事務局（総務課長）：
　県立図書館総務課の黒崎と申します。よろしくお願いします。

事務局（西部読書普及センター所長）：
　西部読書普及センターの三田と申します。よろしくお願いします。

事務局（図書館支援課長）：
　図書館支援課長の坪内と申します。よろしくお願いします。

事務局（図書館支援課地域支援係長）：
　地域支援係の藤田と申します。よろしくお願いします。
事務局（資料情報課長）：
　資料情報課長の大野です。よろしくお願いします。

事務局（資料情報課郷土資料・調査係長）：
　郷土資料・調査係の須山と申します。よろしくお願いします。

事務局（資料情報課資料サービス係長）：
　資料サービス係の椋田と申します。よろしくお願いします。

事務局（総務課主幹）：
　総務課の斗光と申します。よろしくお願いします。

事務局（総務課長）：
　それでは、議事に移らせていただきます。木内議長様、よろしくお願いします。

議長（木内委員）：
　議長を務めます、木内です。よろしくお願いします。これより議事に入りたいと思います。議事の進行は、会次第に沿って進みますのでよろしくお願いします。最初の議事ですけれど、島根県立図書館運営方針及び活動計画（平成 31 年３月）における総括についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局（図書館支援課長）：

島根県立図書館の坪内です。座って説明をさせていただきます。皆様、資料１をご用意ください。

前計画、令和元年度から 5 年度までの成果指標について前回の協議会において、１月末時点での実績を報告させていただきましたが、令和５年度の実績が揃いましたので、改めて報告をさせていただきます。

前計画では、四つの目標のもと、13 の指標を設定し活動の評価を行ってまいりました。最終的に、数値目標に達した指標は三つ、①遠隔地利用者図書貸出サービスの利用件数、⑩横断検索による検索数、⑫郷土関係記事・内容入力件数です。

遠隔地利用者図書貸出サービスは、県立図書館に来館しなくても身近な市町村図書館を受取場所として県立図書館の本を借りることが出来るというサービスですが、15 冊３週間貸出というコロナによる特例措置の影響もありまして、目標を大幅に上回るペースで利用が増加しました。今後も県立図書館に来館できない県民へのサービスとして、例えば来館しなくても利用登録ができるようにするなど利便性の向上を図るとともに、これら実施しているサービスについて、きちんと広報、周知していくことが必要だと考えています。

次の横断検索による検索数につきましても、近年インターネットを使って蔵書を調べることが一般的になってきていることや、システム更新で県立図書館の蔵書検索がしやすくなったことなどから、当初の目標を大幅に上回りました。年度毎に検索数が大きく増減する原因は不明ですが、横断検索を利用しているのは、例えば、県内外の図書館職員ですとか、学校司書、また調査研究をしている人、そういう方に特に利用されていると思いますが、それらの方たちが今後もスムーズに利用できるよう横断検索システムを維持していきたいと思います。

そして、郷土関係の記事、内容入力の件数についてですが、先ほど申しあげましたが、スマートフォン等の普及とともに、インターネットを使って調べものをすることが一般的になってきましたので、県立図書館で郷土関係の雑誌の記事や論文、書籍の目次情報などを入力することによって、探している資料に素早くたどり着ける、調査の支援になっていると思いますので今後も調べものに役立つ書誌データの蓄積を継続して行う必要があると考えています。

一方それ以外の指標についてですが、特に③や⑦の研修会や⑪の講演会のように、参加者数を指標にしたものにつきましては、平成 30 年度に設定した参考数値よりも下回る結果となりました。また、コロナが令和５年５月に５類に移行しましたので、以前のような利用状況に戻るのかと思いましたが、⑤の相互貸借冊数ですとか、⑧レファレンス受付件数など市町村図書館等からの依頼や問い合わせを含む部分の数値ですとか、⑥県民一人当たりの個人貸出冊数といった部分は、コロナ前の利用状況にはまだ戻りきってないように思われます。

相互貸借冊数については、遠隔地利用者図書貸出サービスの影響もあって、市町村図書館の窓口を通して依頼していた資料を自分で予約して受け取る、という方も増えましたので、もしかしたら今の冊数が今後の平均値になるかもしれませんが、いずれにしましても、相互貸借やレファレンスは市町村支援の点からみても県立図書館にとっては欠かせない基本的なサービスですので、今後もレファレンスサービスの質的な向上を図るなど取り組んでいきたいと考えています。

また、研修会や講演会の実施につきましては、オンラインを取り入れたり、松江市以外の場所で開催するなど、コロナによって取り入れた開催形式もありますので、今後も受講しやすい方法などを工夫して取り組んでいきたいと考えています。前計画における進捗状況の報告については以上です。

続きまして、資料２をご用意ください。第２次島根県立図書館運営方針及び活動計画について

です。本日初めて参加される委員さんもおられますので、資料２を使って計画の内容を説明させていただきます。

この計画は、図書館法第７条の２に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に図書館が、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営方針を策定し、公表するように努めること、とされていることから、今後５年間にわたる図書館サービスの基本的な考え方や、施策の方向性を定めた計画を県立図書館で策定しました。策定の経緯ですが、島根県立図書館協議会の助言等を受けながら作業を進めまして、令和５年７月から９月にかけて利用者や市町村図書館等へのアンケートの実施、12 月にパブリックコメントの実施を経て、令和６年３月に第３回の図書館協議会で最終協議を行い策定、島根県教育委員会会議において報告をいたしました。

前計画における主な成果や課題につきましては、先ほど成果指標の進捗状況で報告させていただきましたので説明は省略しますが、前計画を通して見えてきた課題から第２次の計画では基本理念をそのまま引き継ぎ、県民一人ひとりが個性を発揮し、社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」とし、新たに四つの目標を掲げ図書館活動に取り組むこととしました。

令和６年度から 10 年度まで５年間における取り組みの方向性ですが、

一つ目、県内の図書館との連携と、協力の推進ということで、市町村図書館への支援を最初に掲げています。市町村図書館等の職員の資質向上を目的とした研修の実施や資料支援、また搬送事業による本の物流支援、横断検索システムを維持することなど、市町村の支援となるような取り組みを進めていきます。

また県内にある関連団体との連携、強化として、島根県図書館大会の開催といった事業を関係団体と連携して計画的に行っていきます。

二つ目、県民や地域の課題解決に役立つサービスの提供について。主に、多様な利用者に対応したサービスの提供と広報についてまとめた目標ですが、来館が困難な方、障がいのある方、外国籍の方など多様な利用者に対応したサービスを提供すること、これは、令和６年３月に改定された「島根県障がい者基本計画」の中の、「視覚障がい者等の読書環境の整備」という項目の施策と連動させておりますので、しっかり取組を進めていきたいと考えています。また広報については、利用者アンケートでもご指摘を頂いたとおり、十分に出来ているとは言えませんので、ホームページや市町村の広報紙、マスメディアなどを活用し図書館の PR を図ってまいります。

三つ目、子どもの読書活動の推進について。こちらは、令和６年３月に策定された県の「第５次子ども読書活動推進計画」と連動しています。島根県では「子ども読書県しまね」を掲げ、就学前の子どもを持つ親への働きかけや、学校図書館に着目した活用教育の推進などに取り組んでおり、県立図書館でも引き続き、子どもの読書に関わる方への支援として、読書ボランティアや学校司書を対象にした研修の提供、資料の提供、推薦図書を始めとした図書情報の提供などを行ってまいります。

四つ目、知の拠点としての調査・研究支援について。県立図書館の特徴でもある島根に関する郷土資料については、蔵書数から言っても専門図書館としての役割を担っており、県内外の個人、団体を問わず調査の依頼がありますので、これらの依頼に対応できるよう専門的なスキルを持った司書を養成すること、また事例公開や調べ方に関する情報提供などレファレンス機能の強化を図っていきます。また、ボーンデジタル資料の検討、デジタル化した資料の公開といった郷土資料の提供や情報発信に関すること、国立国会図書館や大学図書館といった専門機関との連携についても進めます。

そして重点的に取り組む具体的な事項として、市町村図書館等職員、学校司書、読書ボランテ

ィア等のスキルアップを目的とした研修の実施。オンラインを取り入れるなど参加者にとって参加しやすい方法を検討し、図書館や読書普及に関わる人への育成に力を入れて取り組みます。

次に多様な利用者への読書機会の提供のため、バリアフリー図書をはじめとした資料の充実や非来館でも受けられる図書館サービスの拡充、具体的にはサピエ図書館の運用開始やオンラインによる利用登録の開始など、新たなサービスを実施していきます。

三番目は、市町村における読書普及の支援となるような取組を進めるとともに、調査・研究の支援となる図書情報の提供を継続して行います。また、昨年から公式Ｘの運用を開始したように、広報の充実も図っていきたいと思います。

3 ページには第 2 次計画に合わせて設定した成果指標を掲載しています。第 2 次計画では、目標の達成状況を把握し、計画の評価を行うために、4 つの目標に合わせて 12 の指標を設定し、進行管理を行っていきます。数値目標の欄ですが、計画を策定した時は令和 5 年度の実績が出ていなかったので、現状の欄には令和 4 年度の実績が入っています。新たに設けた指標もあり、実績を示せていない項目もありますが、ほとんどの項目は令和 4 年度の実績をもとに、最終年度、令和 10 年度の目標の数値を設定しています。この中で前計画から引き続いて掲げているのが①相互貸借冊数、②横断検索による検索数、③県内公共図書館の県民一人あたりの個人貸出冊数、④遠隔地利用者図書貸出サービスの利用件数、⑨レファレンス受付件数の 5 つです。これらの指標の説明は省略しますが、活動の成果を図るのに評価しやすいということで一部、目標数値の見直しをして、第 2 次計画に取り入れています。

これ以外、⑤のバリアフリー資料の貸出冊数は新規に設けた指標になります。第 2 次ではバリアフリーに重点を置いていますので、協力貸出や個人貸出で利用される資料のうち、バリアフリー資料がどのくらい利用されたか、それを指標としました。ここでのバリアフリー資料とは、大活字、点字、DAISY、LL 資料のことで、現在の蔵書数は約 2,600 冊です。通常の出版物と異なり、出版自体非常に少ないので、蔵書数の増加が、今後の貸出にも影響すると思われますが、令和 4 年度の貸出実績が 3,271 冊でしたので、毎年 3%増加するとして、令和 10 年度の目標を 3,900 冊としました。

⑥のホームページアクセス数ですが、アンケートでもホームページから情報を入手するという人が多かったことから、広報を計る指標として設定しました。

ただし、このホームページというのが県立図書館のトップページにどのくらいアクセスがあったかという数でしか分かりませんので、例えば、蔵書検索の画面をすぐアクセスできるように、お気に入りに登録している人が利用する時にトップ画面を開かないという場合はカウントはしませんけれども、令和 4 年度の 19 万件をベースに毎年 3%増加するとして目標を 23 万 8,000 件としました。

⑦の子どもの本に関する情報提供件数は、方向性にも挙げているとおり、図書リスト、書評による本の紹介など、子どもの図書情報の発信に努めるということで、毎年 15 件以上の提供を目標として設定しました。

⑧の学校司書等を対象にした研修会の満足度は、前回、研修の参加者数を指標にしていましたが、これを研修の内容を評価する方法に変えました。研修参加者に「満足度」を 5 段階で評価するアンケートを行い、その評価の平均が 4 以上という目標を立てました。

⑩レファレンス協同データベースでの情報公開件数。こちらは、前回の指標で「事例公開件数」と「郷土資料所蔵リスト等公開件数」を合わせた形の指標でして、新たに設けました。レファレンス事例の登録はこれまでの遡及作業含め約 1,200 件を登録し、インターネット上で公開しています。近年は調べ方マニュアルや特別コレクションという県立図書館が所蔵している資料を使っ

て調べる方法などの情報も登録・公開していますので、それをレファレンス支援の指標とし、毎年 50 件以上で設定しました。

⑪しまねデジタル百科でのデジタル化資料公開点数ですが、現在しまねデジタル百科で、古絵図、古書など 210 点を公開しています。令和 4 年度の公開実績は 0 件ですが、来館しなくても貴重な資料が閲覧できるのでニーズの多い事業です。資料 1 点でも、たとえば 50 ページある資料ですと、単純に 50 コマの画像が必要になりますので、データ量としては大きくなります。目標としては毎年 5 点以上の公開を目指します。

⑫郷土資料の掲載・放映・出展件数ですが、郷土資料の中には博物館での展示で使用されたり出版物や web メディア等で掲載される資料があります。これら貴重な歴史資料をどのくらい提供できたか、それを測る指標として設定しました。令和 4 年度は歴博からの出展依頼が企画展ごとにあり、58 件とかなり多かったので、大体月 3 件程度と想定して目標を毎年 40 件以上に設定しました。

最後に第 2 次計画から成果指標の下に参考指標として 4 つの項目を記入させてもらいました。入館者数や受入冊数など目標としては立てにくいのですが、図書館の状況判断する材料としては参考になると思い、合わせて掲載しております。4 ページ目には計画の体系図を載せています。第 2 次計画の概要についての説明は以上となります。

議長（木内委員）：

ご説明ありがとうございました。今の説明、議事の（１）（２）につきまして、ご質問ご意見等がありましたら是非お願いいたします。

井上委員：

県立図書館の役割の一つとして、図書館に携わる人達、司書さん達の研修があると思います。確か図書館法にも位置付けられていると思いますが、昨年、研修というところに関して、重点的に取り組む具体的な事項ということで、研修の実施、ポツの１番目に載せてはありますが、指標として見るときに８番しか研修の指標はありませんし、昨年度、前回の指標であれば、研修という指標はかなりあったと思うのですが、重要な役割である研修に関して、どういう視点で一つの指標で、振り返って改善していくのか、それとももっと別の方法があるのか、そういったところを少しお聞かせ願えればなと思います。よろしくお願いします。

議長（木内委員）：

事務局から、回答よろしくお願いします。

事務局（図書館支援課長）：

先ほども少し触れましたが、前計画の期間中は、コロナがありまして、元々設定していた研修の参加者数というのを指標にして掲げておりました、それが中止でしたり、開催規模を縮小して行うなどして目標にはほとんどのものが達成しませんでした。やっている内容自体はこちらも力を入れてやっていますので、資質の向上を目的とした研修を組んではいるのですが、どうしても参加者数という指標で見ると達成しなかったという評価になるものですから、何かそれに代わるようなものは無いかということで、今回は内容を改めて、参加した人がどれくらい満足いくかというところを測ろうということで満足度に変えさせてもらいました。確かに以前は、司書の研修ですとか、あとは講座の回数とか、そういったものもあったので、沢山あるかのように思うので

すけれども、今回の指標としては、学校司書研修、公共図書館の専門研修、そういったものを含んだ指標にしようと考えています。

議長（木内委員）：
　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。金山委員お願いします。

金山委員：
　数値目標のところの５番目のバリアフリー資料貸出冊数について、この中には例えば一般で販売しているような漫才の CD など、そういうような音声図書というような物は図書の分類としてはバリアフリーに入っているのか、それとも一般の図書の貸出ところに入っているのか教えて頂ければと思います。

事務局（図書館支援課長）：
　今回のバリアフリーの指標にしているのは、先ほども４つほど言わせていただきました、大活字と、点字資料、それから DAISY、LL でして、DAISY の中にはもちろんテキストや音声で見られる物もありますが、委員さんがおっしゃられたいわゆる落語 CD のような物は当館にももちろん揃えてはいるのですが、今回の指標には含んでいません。というのは図書館のほうでも特にどなたでも利用していただけるように、お知らせをしていますのでなかなかこれを統計でとるのは難しいということで、今回はそこには含んでおりません。

金山委員：
　ありがとうございました。

議長（木内委員）：
　他にいかがでしょうか。中林委員お願いします。

中林委員：
　資料２の３ページの下から２行目ですけど、受入冊数が令和３年度と令和４年度で大きく減っているのは何か理由があると思うのですが、確認で聞かせて下さい。

事務局（図書館支援課長）：
　令和３年度は、何度も出てきますが、コロナにより県立図書館でも色々と特別予算をいただきまして、重点的に本を購入して、いわゆる当時巣ごもり需要ということで、本をかなり入れましたので、そのために蔵書冊数が多くなっています。令和４年度はそれが戻りましたので、通常ペースに戻っています。

中林委員：
　コロナの交付金を活用されたということですか。

事務局（館長）：
　その通りです。別枠と言いますか、そういった所で先程もありましたが、引きこもりというか巣ごもり需要に応じてということと、市町村に対して子ども関係の図書を購入しています。

事務局（図書館支援課長）：
　いわゆる来館しなくても、県立図書館の本をどうして渡せるかと考えたときに、令和２年からスタートした絵本バッグのセットをここで買わせて貰っておりまして、当時は貸出冊数が一人 15 冊 3 週間ということで利用がコロナ禍ではありましたけれども、貸出が多かったので、あと市内で言いますと松江市立図書館さんが休館していたこともあって、県立図書館の本がかなり貸出に出ておりまして、そういったことも含めてこの期間は重点的に子どもの本を買わせてもらったりして冊数が伸びております。

議長（木内委員）：
　ありがとうございました。いかがでしょかうか。
　もしないようでしたら、一旦ここで欠席の松原委員から意見を頂いていますので、私の方で代読させていただきます。松原委員からの意見としては、研修等については遠隔地の学校図書館に配慮し、テレビ会議による開催の割合を可能限り増やし、また継続して欲しいという意見でありました。もし事務局から何かありましたら回答をお願いします。

事務局（図書館支援課長）：
　こちらにつきましても、先ほど重点的に取り組む具体的な事項としても少し触れさせてもらいましたけれども、研修開催については、内容はもちろんのこと遠隔地の方の参加も考慮をしまして、今後もオンラインを取り入れるなど利便性の向上も意識して実施したいと考えています。この後は、令和 6 年度研修計画を報告させていただきますが、具体的にどんな研修でオンラインを取り入れるかなど後で説明させていただきたいと考えています。

議長（木内委員）：
　ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。議事を進めてもよろしいでしょうか。続きまして議事の 3 番目になります。令和 6 年度事業計画等について事務局から説明をお願いします。項目の①②③の順番でお願いします。

事務局（図書館支援課長）：
　まずは①の方から。資料 3 をご覧ください。
　令和 6 年度図書館職員等を対象にした研修等実施計画について説明します。県立図書館では、図書館や読書に関わる人の資質向上を図る目的で、それぞれ対象やスキルに応じた研修会を開催します。今年度はまず、公共図書館の初任向けに図書館業務の基本的なことを学ぶ初任職員研修を 6 月と 10 月の 2 回に分けてオンラインで実施します。それから、公共図書館で勤務年数 1 年以上の方を対象に、外部から講師を呼んで、より専門的な内容の研修が受けられる専門研修も 2 回実施する予定です。今年度９月に実施する 1 回目の専門研修については、同じ資料の方にチラシを添付しています。カラーのチラシで「本と利用者を結ぶディスプレイ」ということで付けています。いずれも県立学校の図書館に勤務している司書さんも受講を可としていまして、これらのオンラインについては講師の意向や例えば研修の内容からすべてオンラインですることにはなりませんが、何度もご指摘もいただいているように、遠隔地の方でも参加しやすい形の研修の機会を努めていきたいということで、可能な限りオンラインを取り入れるなどして研修機会の提供に努めたいと思っております。

また、県立図書館職員が市町村図書館に協力巡回に出向いた際に実施する地域図書館職員研修については、令和６年度は９か所で実施する予定です。研修のテーマは「著作権」や「児童サービス」といった各市町村の図書館からの要望に応える形で設定していて、市町村の図書館がよければ、域内の学校司書さんや公民館の職員さんたちの参加も可能としています。開催場所の図書館職員が参加しやすいように、その図書館の休館日に合わせて日程を調整したり、知りたいことや困っていることなど事前に意見を聞いて講義に反映させるなど、県立図書館の職員が講師をするという点を活かして融通が利くよう対応しています。

次に小中学校の学校司書を対象にした研修ですが、昨年までは年２回初任者向けと全員を対象にした研修を２回実施していました。今年度からは初任者の方を対象に、司書として図書館業務に関する基本的なことをより深く学んでいただこうと思い、科目数を増やして研修をすることにしました。こちらもオンラインでの開催になります。それから、公共図書館職員だけでなく学校司書も参加できる機会としまして、島根県公共図書館協議会や島根県図書館協会との共催で実施する講演会や研修会があります。すでに７月に島根県公共図書館協議会の講演会で、宮城県の名取市図書館の館長さんにお越しいただき「災害と図書館」という演題で講演をしていただきました。この時にも公共図書館職員だけではなく学校司書さんの参加もありました。今度11月には島根県図書館協会との共催で読書普及研修会も実施する予定です。またこういったものはお知らせを関係団体に出したいと思っています。

最後に、読書ボランティアを対象にした研修について、今年度は２回開催する予定です。１回目は来週31日に実施する予定でして、これにつきましても同じようにチラシをつけています。島根県民会館の方で「子どもたちに絵本の楽しさを届けよう」というタイトルで研修会をする予定です。申し込み状況をみますと、読み聞かせボランティアの方だけではなく学校司書の方などからも申し込みをいただいています。このように子どもの読書推進に役立つ様々なテーマで研修を企画、提供していきたいと思っています。令和６年度の研修実施計画については以上となります。

事務局（資料情報課長）：

続いて②番、県立図書館新規事業等について、資料４をご覧ください。資料４ですが令和６年新規等実施事業、多様な利用者に対応したサービスの提供について、です。島根県立図書館ですが、１日平均750人くらいの来館者があり、年間にすると21万人を超えるくらいになります。30万冊以上の貸出があります。それから市町村、高校の図書館等に１万冊くらい、相互貸借・協力貸出といいますが、しています。貸出、来館して貸出という利用者の方が多いですけれど、そうでない利用者の方もいらっしゃいます。多様な利用者ということで、遠隔地の方、障がいのある方、今年度についてはそのお二方というか、遠隔地、障がい者のところの、ある一部分ですがスポットを当てて新たなサービスを提供したいと考えています。

一つずつ説明していきますと、一つ目インターネットによる利用登録制度。これまで来館して貸出カード利用登録をしてもらっていたのと、一部郵送でもできていました。今年度からは11月からの予定にしていますが、インターネットで利用登録ができるようにしたいと考えて、今準備をしています。

２番目と３番目ですけど視覚障がいのある方、それから視覚によっての表現の認識が困難な人に対して、DAISYデータ、DAISYデータというのが音声だったりテキストだったり、マルチメディア、マルチメディアDAISY、といいますけど両方合わせてそういったもので認識できるデジタルデータがありますけどもそれを提供するというようなサービス、２番はサピエというグループがやっているものです。３番目は国立国会図書館がやっているサービスです。こちらも11月から

始めたいと準備を進めているところです。

4 番目については、新規ではなくてコロナの前にやっていましたが、図書館に興味をお持ちの方に、図書館のバックヤード、書庫などをご案内するツアーです。

5 番目ですけれども、図書館の方で現在ビジネス相談会などもやっていますけれども、仕事に対して情報を求めている方に対して、このようなサービスを進めています。今年度については、この農業セミナーを始めたいと考えておりまして、図書館にありますオンラインデータベース「ルーラル電子図書館」というのが農業関係の情報を提供するデータベースになっています。これを合わせて使ってセミナーを開きたいというように考えています。以上です。

事務局（西部読書普及センター所長）：

資料 5 のテーマトーク講演会、西部読書普及センター事業についてですけれども、こちらの方、西部読書普及センターの方で西部地域における読書普及推進、それから読書普及活動推進を担う人材育成ということで西部地域の市町村図書館の方と連携して行う事業となっています。

テーマトークとは、テーマに沿って、例えば海とか山とか一つテーマを決めまして、そのテーマに沿った本を紹介する。ブックトークに似たところはありますが、ブックトークが本だけを紹介するのに対して、テーマトークでは絵画、書道、音楽、そういった本以外の物も利用して、読書に興味を持ってもらうという読書普及の手法です。本が嫌いな子どもや大人の方達に対して、本以外の物をきっかけとして、本を好きになってもらうというものになっています。

事業概要ですが、先ほども申しましたように西部地域の市町村図書館と連携協力して講演会開催することと、その講演会を通じて読書普及、及びテーマトークを実践できる人材育成ということを内容としています。今年度につきましては、既に今月の 11 日と 19 日に大田市立仁摩図書館、吉賀町立図書館の方で開催しました。ともに 10 名前後の参加者がいらっしゃいましたけれども、アンケート結果などを見ると大変好評で是非テーマトークを実践していきたいという回答が多くなっていました。次年度以降も石見地域の市町村図書館と連携協力して開催していきたいと考えています。また単発的に終わるのではなく、実際に実施しました仁摩とか吉賀の方のフォローを行うことによって、読書普及活動推進とそれを実践する人材育成に努めていきたいと考えています。

2 ページ目以降は 11 日と 19 日に開催したテーマトークのチラシを参考までに付けておきました。

以上です。

事務局（総務課長）：

それでは令和 6 年度予算について説明させていただきます。資料 6 をご覧ください。

令和 6 年度の当初予算を一覧表にしたものです。表の一番左端が事業名になっています。主な事業内容ごとに令和 5 年度当初予算案額、令和 6 年度当初予算額、2 年分の当初予算の増減額、右端の備考欄には主な内訳を記載しております。昨年度 3 月の協議会において令和 6 年度予算案としてご説明をしました。予算成立前の要求額でご説明しましたけれども、要求通りの予算となっております。図書館事業の事業費総額については表の一番下の合計額に記載しておりますが、1 億 3,325 万 1,000 円の予算となっております。前年度当初予算額と比較すると 1,255 万 5,000 円の増額となっております。内訳の方になりますが、大きく四つの事業に分けておりまして、表では小計毎に区切っております。主な項目ごとに説明させていただきますと、まず一番上の図書館活動推進事業です。これは図書館業務に関する全般的な経費となりまして、事業内容がほぼ昨年

度と同様に引き続き行う予定にしております。小計欄のところの増減値をみていただきますと、797 万 3,000 円の増額となっておりますけれども、こちらの方の主な要因は会計年度任用職員の人件費単価の改正によるものです。あと、物価高騰による光熱費が上乗せになっているということです。その他の資料購入費ですとか図書搬送費などについては価格が上がると見込んでおりまして増額をしております。予算の金額の方はそれぞれ実情に合わせて増減はしていますけれども、内容につきましては大きな変更はありません。

続きまして、図書館業務、市町村支援事業のところですけれども、こちらについては主に協力巡回に係る事務経費となっております。9,000 円の減額が生じておりますけれども、これは事務費の調整分でございます。

続きまして、次の子ども読書推進事業ですけれども、こちらの方の小計欄のところの増減額が、158 万 3,000 円の増額となっておりますけれども、こちらの主な要因も先ほどと同じく人件費単価の改定によるものです。減額の内容、減額になっているところの内容ですけれども、専門的知見に基づく人材育成と学校図書館との運営支援、どちらも学校司書研修にかかる事業費なのですが、こちらの方は他の事業に組み替えをして実施することにしていまして、予算の組み替えを行っています。

最後の 4 番目のところ、郷土資料整備収集事業ですけれども、こちらの増額分につきましても人件費の改定によるものです。郷土資料の収集、保存における経費につきましては、昨年度とほぼ同額確保しています。令和 6 年度の予算についての説明は以上です。

議長（木内委員）：

はい、ご説明ありがとうございました。今説明がありました本年度事業計画につきましてご質問・ご意見等がありましたらお願いします。はい、佐藤委員お願いします。

佐藤委員：

第 2 次活動計画などで出ていましたが、市町村図書館との図書館貸出サービス、個人向けではなくて、市町村立の図書館向けの貸出数は目標としては増加をしていくという目標だったと思うのですけども、特に令和 6 年度の実施事業のなかではそういったところは特に具体的には活動が書いては無いのですが、ここは自然増が見込まれているのでしょうか。というところと、もう一つ、デジタル化が進んできているのですが、この協議会のメンバーに入ってから検索したことがないのですが、データがどんどん重くなっていくと思うのですが、インフラとか使い心地とか、ユーザーさんの見やすさとか使用感のような感想とかあったらうかがいたいですし、データがどんどん増えていくことでそのサーバーとか独立して持ってらっしゃるのか、どんどん量が増えても問題なく稼働するのかといったインフラのところも少し伺わせていただけるといいかなと思います。

事務局（図書館支援課長）：

最初の相互貸借と言いますか、貸出のことについてなんですけれども、一番目の相互貸借・協力貸出冊数のことだと思うのですが、これは 4 年度の現状が 9,934 冊で、毎年 1 万 2,000 冊というふうにしていましたが、遠隔地利用者とかそういったものもあってその数値には行ってはないのですが、ここの部分については、この中に市町村の図書館だけではなくて、県立学校、高校ですとかそういった施設も入っておりまして、新しく学校に入られた方とかで、使い方とかまだよく分かっておられない方に働きかけをしますと、普段利用がなかった学校の利用が伸びるとか、

そういったことがありますので、ここの部分については基本的な県立図書館の使い方の周知という意味でも、きちんと進めて、使っていただけるように広報していこうとは考えておりまして、特に事業としてこういったことをするとは今挙げてはいませんが、毎年やっていることをきちんと確実にやるとか、そういったことで働きかけをしていこうと考えております。

事務局（資料情報課長）：
図書館のデータがどんどん増えていくことについてですけれども、図書館のシステムは 6 年毎にリプレイス、新たに変えております。図書館専門の業者といいますかそういったところもありまして、対応していただくようにしています。2 回前のリプレイスまでは図書館の中にサーバーがあって、そのサーバーで対応していましたけれども、2 回前のリプレイスからはサーバーを外部に持つようにして対応しています。業者とも年間何回かやり取りを開いておりまして、その都度話はうかがっていますので、問題なく動くということでやっています。それからインターフェイスというか、実際利用者の方が、画面を見て使いやすいかどうかということですけれども、こちらもどうしても図書館のシステムを作る会社さんの元々のパッケージがあって、そのパッケージに対して我々が意見を言って少し変えていくというようなことになりますので、何県と何県はよく似ているなみたいなのはあるのですけれども、それはやはり元々の業者さんが同じだったりします。我々としたら問題ないと思ってやっていますけれども、改善点はあるかなとは思っています。ですので、問題なく動くというところまでは出来ているかなとは思っています。

議長（木内委員）：
よろしいでしょうか。ありがとうございました。他いかがでしょうか。伊藤委員。

伊藤委員：
研修のことですけれども、この間、付けていただいておりますボランティア向けの研修で、子どもたちに絵本の楽しさを届けようというチラシをいただいたときに、やっと 100 人規模の研修に戻ってきたと思ってとても嬉しく思いました。やはりコロナを含むここ 5～6 年の間にご存命だった絵本作家さん達が次々亡くなられ、書店もどんどん無くなり絵本を取り巻く状況がとても変わってきています。そして、ボランティアの中にも高齢になったために辞めるという人もいれば、少しずつ若返ってこれから勉強したいという人たちもでてきています。こういう時にあたってやっと 100 名規模の研修に参加させていただけるということで、とても喜びました。今後ともよい研修をしていただけると嬉しいです。ありがとうございます。

議長（木内委員）：
ありがとうございます。井上委員。

井上委員：
私も研修について一つ質問をさせてください。学校司書の初任研修ということで今年度計画の話はありましたが、昨年度までは 2 回だったのを 1 回にしたということでしたが、その理由について一つお尋ねしたいのですが、よろしいでしょうか。

事務局（図書館支援課長）：
昨年までは小中学校の学校司書さんを対象に、4 月に初任向け夏の 7 月くらいに初任者以外の

全ての司書さんを対象にした研修を 2 回組んでおりました。片方で教育指導課さんが実施しておられる学びのサポーターの研修などもありまして、そういう意味での住み分けといいますか、そのあたりずっと検討しておりました。県立図書館としましては自分たちがどういった研修が提供できるかということは、研修事業が始まってからずっと考えていたことでして、その中でやはり図書館職員が講師となってする研修ですので、どうしても図書館に特化した内容の研修でないと出来ないというか、難しいということもありましたので、昨年度色々、関係の教育委員会の中で協議を重ねた中で県立図書館としては図書館司書、学校図書館に勤めておられる司書さんの司書の資質の底上げというところで、講座を持とうということになりまして、初任研の方は今までは 2.5 時間程の時間をもってやっていましたが、今年度からはそれを倍に増やして、例えば児童サービスとかこれまで組んでいなかった読み聞かせの部分を含めるとか、そういったことを入れての講座を組むことに変えまして 2 回から 1 回という風に、時間数でいうとそんなに大差はないのですが、一応一回の中身の充実を図ったというところに代えさせてもらいました。

井上委員：
　ありがとうございました。松江市などは、学校司書さんを対象とした研修など、全体でもありますし、各ブロックでもあり、大変充実していると感じておりますが、ただ他の市町村に関しては私もよく分からないところがありますので、学校司書さんの研修の機会がどうなのかというところも捉えていただいて、必要であれば県立さんの方でやってもらうことが必要なのかなと考えていますし、先ほど言われたように学校司書と司書教諭は学校図書館において両輪と言われていますので、二者を対象にしたような総合的な研修を指導課さんの方でしてもらうのもありかなと思っていますので、その辺り研修の充実の方よろしくお願いしたいと思っています。

議長（木内委員）：
　ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。賀戸委員お願いします。

賀戸委員：
　学校司書さんの研修で、今学校に行けない子どもさんが沢山いらっしゃいます。そういった子どもさんに読書の楽しさを教える研修があればいいんじゃないかなと思います。あのまま大人になられてもお勤めができない大人になられる可能性が大なので、ここでちょっと頑張っていただければと、全然知らない者の考えですのでよろしくお願いします。

議長（木内委員）：
　何かご意見ありますでしょうか。

事務局（図書館支援課長）：
　そういう意味では、身近なところで働いていらっしゃる学校司書さん向けの研修で今年度取り入れたのが読み聞かせ等で、それは学校司書さんが学校現場にいらっしゃるなかで読書指導など本の提供をされると思うのですけれども、それ以外の時間で子どもに本を勧める手段として読み聞かせについて講義をさせてもらいまして、そういったものを取り入れて読書普及を図ってもらいたいとして研修にも取り入れております。身近な方、つまり小学校なら学校司書さんだったり幼稚園の先生であったり、普段子どもさんがおられるところに身近な人、大人に対して、我々も研修というか人材育成をして、そこから広げてもらうことを取り組んでいくところです。

議長（木内委員）：
　貴重なご意見ありがとうございます。

金山委員：
　今年の 11 月ぐらいからサピエ図書館の利用ですとか、国立国会図書館のデータ送信サービスということに取り組んでいただけるということで、詳細についてはまたおうかがいしたいと思うのですが、例えば読書バリアフリーの起爆剤になった市川沙央さんの「ハンチバック」というのを契機として、今作家さんの協会から紙の媒体の書籍だけではなく、電子書籍を一緒に販売をする、作っていくということを、作家の方で取り組みを始められているというところで、電子書籍によって、紙の本の持てない方達は、iPad とかを取り入れて音声で読み上げるという、それは一般の人たちも含んで障がい者の方たちにも有用となる読書のサービスになっていきますので、今後図書館がバリアフリーを含めた貸出図書などを導入されるときに電子図書というものも考えに入れていただいて、広い色々な方へ提供ができるような貸出の方向というのも今後考えて検討していただきたいと思います。

事務局（資料情報課長）：
　ご意見ありがとうございます。コロナの時期に都道府県立図書館でもたくさん電子書籍を導入する館が増えました。47 都道府県のちょうど半分くらい 22 か 23 くらいの都道府県が入れていると思います。もちろん当館も検討はしまして、どうしようかなと考えていますが、ちょうど先月ですが、電子書籍の第一人者の大学の先生がいらっしゃいましてお話を伺いました。県というのが広域自治体ですので、市町村の基礎自治体と比べて電子書籍はやりにくいのではないかというような話をされました。導入するときに二つ気を付けることがあって、利用対象を考えることと目的を考えること、この二つを大事にして導入されたらどうですかみたいなことはお話いただいたのと、本と比べて金額は高いのですけれども、電子書籍は一度入れると沢山利用してもらえるので効率は良いというような話はされました。今、読書バリアフリー法も電子書籍を導入する際の一つの材料にした方がいいですよという話もありましたので、より検討は進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

議長（木内委員）：
　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。中林委員お願いします。

中林委員：
　今の金山委員さんのご意見に関連するのですが、郵送サービスがありますよね、あれは多分あまり利用が無いと以前うかがったことがあるのですが、実は隠岐の島町でも今年度から障がいのある方とか遠隔地の方に郵送サービスを始めようと思っていまして、今、要項の整備をしているところなのですが、いずれ恐らく今すごいスピードでデジタル化が進んでいて、今言われたようにタブレットとか音声読み上げ機能とか文字の拡大とかが自由にできる、そういうタブレットの方が使い勝手がいいと思うのです。しかもいちいち郵送しなくても自宅ですぐ見られるということはこの要項を作っても、多分 4、5 年で放置化する可能性もあるなと自分でも思いながらも、現

状では予算がないので電子化ということができないので、とりあえずそれを遅ればせながらやる予定にしています。

二つお伺いしたいのですが、県立図書館で今郵送サービスをやっていますが利用は少ないと思われますが、ホームページで見ますと障がいのある方とそれから 75 歳以上の方とあります。この障がいのある方の基準というのも恐らく要項でうたってあると思いますが、どういった要項で定めているかということを一点。それからデジタル化について今大野さんが言われた県立よりむしろ市町村の方が合っているということになりますと、私はデジタル化は県立がやるのを待って、市町村もそれに追随していくというような考え方でいたのですが、そうではなくて検討していかなくてはいけないとすごく思っているのです。それについて実際事業者さんからも色々電話がかかってきている状況です。今後どうなっていくのだろうというところを市町村として取り組むべきかどうかというようなアドバイスとかいただければ、どうか一言お願いします。以上です。

事務局（資料情報課長）

ありがとうございます。一つ目の障がい者に対する郵送貸出の要件ですが、すいません今思い出すことができないのですが、一つの基準として障害者手帳を複写したものを送っていただいてそれを基に登録しています。それから電子書籍についてですが、県立図書館が導入しているサービスの対象の会社と市町村の図書館が導入している会社が全く違います。市町村が導入しているのが比較的ポピュラーなもの読みやすいものを対象としている TRC という会社がやっているところが全国の市町村の図書館はたくさんやっていまして、都道府県の図書館は紀伊国屋という専門書を中心としたサービスをやっているところが多く導入しています。どんどん利用者の方に借りて欲しいというような市町村の図書館は TRC という会社のサービスを使われることが多いですし、専門書を使って欲しいというような県立図書館は紀伊国屋書店のサービスを使うということが今、顕著にみえるところです。

議長（木内委員）

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では、三國委員お願いします。

三國委員：

最初に頂いたこのおすすめしたい子どもの本というチラシですが、毎年これを発行して頂いて園の方でとても活用させていただいています。長く読み継がれた絵本等も見ながら確認しながら読み聞かせするといいよね、ということで使わせていただいたり、毎年色々購入する絵本をどんなものを購入しようかということで、この中で探したりして使わせていただいています。今後もまたいろいろと発行して頂けたらと思います。そして、乳幼児期からの絵本との関わりというのが、とても大事だと私達も考えていまして、本を好きになる試みとなって、それから知識や情報の獲得などとても大切なものだと思っています。小学校以降の学びにも繋がっていくと思いますので、幼児期でも大事にしているところですが、それには大人の関わりがとても大きく影響していて、園の方でも保護者さんにどんな風に啓発していったらいいかなあとか、巻き込んで一緒に活動していったらいいかなというのは日々課題になっているところです。そこでやはり、保護者さんにも何かこう必ず目を通してもらえるものではないかもしれないですけど、何か啓発のチラシですとか興味を惹くようなものを配布できるといいなと思っていますので、そういった参考になるものを、何か考えて情報を頂けたら今後参考にしたいと思っていますので、またよろしくお願い致します。

事務局（図書館支援課長）：
　ありがとうございます。今おっしゃった図書リストは、県立図書館の職員が本当に、新しく出た本ですけれども、一冊一冊読んで協議を重ねて作っているものですので、買われるときの参考にしていただいたり、そういうことで使っていただけると大変有り難く思います。それから、それ以外の啓発につきましては、県立図書館の方では親子読書アドバイザーという、伊藤さんもなっていただいていますけれども、各市町村で活動するときに配布資料としてしまね子育て絵本のパンフレットですとか、親子読書のすすめというテキストを一緒にお付けして使って頂けるようにしています。いずれもホームページでも公開していまして、ダウンロードして頂ければお手元に持っていただくのが可能ですが、一応そういった活動がある時には保護者の方たちにも、手元にいくように資料を配布させていただいていますので、あとはそういった活動に声をかけていただいて使っていただければというふうに思っています。お願いします。

議長（木内委員）：
　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

伊藤委員：
　すみません。ちょっと前に戻りますけれども賀戸さんのご質問に対して、学校司書の研修内容についてのお答えがありましたけれども、学校司書さんの中で学びのサポーターの方たちが、そういう勉強をよくしていらっしゃるのではないかと思います。いま私も分かりませんが、学校司書の中で学びのサポーターさんと、そうでない司書さんとの割合がどれぐらいのものかなというのが一つと、それから学びのサポーターさんたちが学びを支える内容として、どういうことを研修してらっしゃるのかなというのが少し知りたいので、分かりましたらよろしくお願いします。

事務局（図書館支援課長）：
　割合などは、数値的なものも今持ち合わせておりませんし、研修内容も具体には、はっきりとは申し上げられないですが、学びのサポーター研修の方では、学校の活用教育を推進するために、どういう風な授業で本が活かせるかとか、そういったものを中心に研修を受けておられると聞いています。さっき言った県立図書館の方でする分は、あくまでも図書館業務に関することの研修をさせていただいていますが、学びのサポーターの授業で本を出してするための研修ですので、内容がそのあたりは違うのかなと思っています。その中にさっき賀戸委員さんが言われた読み聞かせが入っているかどうかまでは、その内容は把握していませんで、お答え出来ません。すみません。

教育庁社会教育課：
　学びのサポーターさんの配置の割合、私も担当はしていないのですが、去年の資料を見ると82.3%が学びのサポーターさんで、残りの 16.3%が学校司書と聞いています。

教育庁教育指導課長：
　教育指導課です。ちょっと資料古いのですけれども令和 4 年度時点ですが、小中学校、義務教育学校で、学校図書館が全部で 284 ありまして、その内、学びのサポーターが 230、そして学校司書が 49 という風な形になっています。合わせますと 279 というところであります。それから

研修なのですけれども、この令和５年度時点での研修ですけれども、学校司書等による学びのサポーター研修を２回行うというところで、研修参加者の感想から、事例から多くのヒントが得られたと、それから他校の職員と話し合う機会となってとても助かった、それから教職員との連携についての情報を得た、受講者同士が繋がる機会となった、というような感想が多くみられたと、一方でICTの対応にまだまだ課題があると、スキルアップに関する研修を期待するような声もあったというところであります。今後、学びのサポーターの役割・有効性を管理職員研修等の様々な場面で伝えていきたい、こういうふうに考えています。以上です。

伊藤委員：
　ありがとうございました。

議長（木内委員）：
　ありがとうございました。他にご意見・ご質問はないでしょうか？ないようでしたら私の方から一言、ご意見を伝えたいと思います。
　研修計画のところで、これは研修計画に限らないのですけれども、いわゆる公立図書館におけるヤングアダルト世代に対する何らかのサービス拡充といいますか、いわゆる中高生世代向けのサービスなのですけれども、そういった内容の研修等やっていただけないだろうかというのが、私の提案でありまして、実は今松江の図書館と連携をして、この世代に対する、具体的に言うと貸出冊数を増やすという計画というかプロジェクトをやっていまして、結構どこの図書館を調べていってもかなり苦戦をしている状況なのですけれども、もし今年度、未定の研修計画がありましたら考慮していただければと思っていますので、私の方から意見というか提案です。よろしくお願いします。

事務局（図書館支援課長）：
　ヤングアダルト向けのサービスについては、公共図書館の協議会などの話し合いの中でも各図書館どのようなサービスをすれば利用が伸びるかということは共通の課題でして、これをすると利用が伸びるというような特効薬がなかなか無い中で、例えば隠岐の図書館さんがヤングアダルト向けの図書館だよりを発行しているとか、特色ある活動をしておられる図書館は県内にももちろんあるのですけれども、なかなかこうという決め手があまり無い中で、いつも「うちはこういうことをしています」という情報交換をするなど今は手探り状態のところも実際あります。令和元年度に倉吉の方とかでも、やはり地元の高校生とか中学生とかに参加してもらって、広報誌を作るということで図書館の活動に関わってもらいながら、貸出を伸ばすという事例も受けたこともありますけれども、なかなかそれができるかとなると、またちょっとハードルが高かったりします。後は研修内容としても、例えば幼児とか乳幼児とか小学生ぐらいまでの本の説明とかそういったことの研修を受けても、それ以上の中学・高校になってきたら、じゃあどんな本をという研修もなかなか組みにくいというところもあって。ただ実際に中学校の司書さんがおられたり、高校の司書さん達もおられるので、そういった方達とどういった本が読まれるかという情報交換などをしながら、うちも図書リストの提供をしたりということをやっていますが、今すぐこういうのが出来るというのはないですけれども頭に入れさせてもらって、今後参考にさせてもらえたらと思っています。ありがとうございます。

議長（木内委員）：

ありがとうございます。ないようでした議事を進めますがよろしいでしょうか。
では続きまして、議事の４番目になります、その他に移りたいと思います。第５次島根県子ども読書活動推進計画（概要）につきまして教育庁社会教育課からご説明をお願いします。）

教育庁社会教育課：
社会教育課の青砥と申します。私からは第５次子ども読書活動推進計画について説明をさせていただきます。昨年度３回目の本協議会におきまして計画の素案を説明させて頂きましたが、別添の別冊のとおり計画を決定しました。前回の説明と重なる部分がありますが、今年度就任された委員の皆様、前回ご欠席した委員の方もいらっしゃいますので、改めて資料７を用いまして内容を説明します。５分ほどお時間をいただきます。資料７をご覧ください。
1、本計画の趣旨としましては今後５ヶ年の子ども読書活動推進に関する政策の方向性と取組を示すものになっています。
2、経過につきましては令和５年３月に国の計画が策定されたことを受けて、県において第５次計画を策定したものです。計画の策定にあたっては読書に関する有識者等で構成されています島根県子ども読書活動推進会議におきましてご意見を頂きました。また、パブリックコメントにおきましては13名の方から25件のご意見を頂きました。
3、第４次計画における成果と課題につきましては大きく３つです。
(1)新型コロナウイルス感染症の影響ですが、期間中行動制限や臨時休校など様々な制限があり、多くの数値目標に影響がありました。一方でGIGAスクール構想に基づくデジタル化の推進など感染症リスクを極力低減しながら進めていく取組もありました。
(2)主な成果ですが、二つあげています。
・県立図書館におけるバリアフリー図書の利用促進により貸出冊数は大幅に増加しています。
・小中学校司書等の配置の支援や県立学校、特別支援学校での学校司書の配置などを行い、学校司書等が県内ほぼ全ての公立小中学校、県立学校で継続的に配置され読書活動に取り組んでいただいています。
続いて、(3)主な課題ですが大きく３つあります。
・身近な市町村における子ども読書環境の一層の充実です。子どもの読書環境を身近な市町村で整えていただけるよう市町村立図書館等の状況を把握し、人材育成などの支援を行っています。
・読書習慣の定着です。小中学校の読書習慣につきまして、５年前と比べて定着を示す数値が下がっている傾向があります。学校における読書活動の充実や修学前からの読書習慣の充実、習慣の定着を図っていく必要があります。
・学校図書館教育の更なる推進です。総合的な探求の時間など学校図書館の活用は進んでいますが、一方で司書教諭の兼務が多いことや本来の学校図書館役割の認識など学校によって差があるので、学校図書館活用教育に関する理解促進が必要と考えています。
続きまして４、第５次計画の基本的な考え方になります。計画期間は５年です。基本理念は「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」としております。
(3)基本目標は三つ掲げておりまして、子どもと本をつなぐ活動の充実を図る、子どもの読書を支える人を育てる、全ての子どもに読書を保障する環境を整える、としております。
(4)子どもの発達の段階ごとに目指す方向性は、子どもたちが就学前、小中学生、高校生といったそれぞれの発達の段階に応じた読書活動の中で読書の楽しみを味わい豊かな心と確かな学力を身に付けることができるような取組を進めてまいります。
(5)第５次計画で重点的に取り組む事項についてです。こちらは３点ございます。

①乳幼児期からの本に親しむ環境づくり。子どもたちが読書環境を身に付けていく上で、乳幼児期からまず本に親しむ環境が大事であり、その環境づくりの取組を進めてまいります。また、ここ数年で整備が進んだ身近な市町村の図書館における取組の推進や支援体制の検討を行ってまいります。
②学校図書館活用教育の更なる推進と ICT の適切な活用です。こちらは、前回の計画からは ICT の視点を追加しております。ＧＩＧＡスクール構想などによって１人１台端末が当然の環境となっております。今後は、これまで積み重ねてきた学校図書館活用教育の授業実践と ICT を活用した授業実践のベストミックスを図っていくことが重要だと考えています。また、市町村や学校現場に関してハードソフトの両面からの支援を引き続き行ってまいります。
続きまして③多様な子どもたちへの読書機会の確保。こちらは今回の計画で新たに追加したものになります。障がいのある子ども、日本語能力に応じた支援を必要とする子ども、読み書きが苦手な子どもなど、子どもたち一人ひとりには様々な背景があり、多様なニーズをもっています。それぞれに応じた読書環境を整備し、読書機会の確保を図っていく必要があります。
5. 施策の方向と具体的な施策につきましては計画の中には色々挙げていますが、主なものをお話しさせていただきます。本の物流システムを維持するための市町村への支援、市町村や図書館の職員や読書ボランティアなど、そういった方々のスキルアップ支援、バリアフリー図書の充実や貸出サービスの提供などを行ってまいります。
(2)学校におきましては、これまでの教育実践を活かしつつ ICT を活用した実践との両立を目指した研修や情報提供、子どもたちの多様なニーズに応じた読書活動を推進するため研修やバリアフリー図書の利用促進を行ってまいります。
以上の取組をとおして、６．数値目標を掲げておりますが、12 項目を設定しています。
長くなりましたが私からの説明は以上です。

議長（木内委員）：
　はい、ありがとうございました。只今、社会教育課から説明がありましたけれども、ご質問ご意見ありましたらお願いします。井上委員お願いします。

井上委員：
　また 10 月にも県の子ども読書活動推進会議がありますので、私もその委員なのでまた同じことを言うかもしれませんが、私この子ども読書県しまねが掲げられたころ、実は社会教育課におりまして色々とその当時の事を思い出すのですが、この間も松江市の方で司書教諭さんを集めた研修会を学校図書館でおこなったのですが、その時の講師さんが言われたのですが、この子ども読書県しまねというのを大きく掲げて、すごく大々的に掲げて県のホームページにもトップに載っていたりしたのですが、それが今本当にだんだん下火になってきて、これを県は本当に大事にしているのか、みたいなことをその講師さんが言われていました。この子ども読書県しまねを掲げる以上、やっぱり県として大事にして欲しいなと思っていますし、その辺り意見として言わせていただきたいと思っております。
　それともう一つは切実なところなのですが、この学校司書「等」というところです。確かに学校司書「等」になると 100%とかそういうふうになってきます。ただ実態は、私も管理職になって小さい学校をたくさん経験してきましたが、小さな学校は学校司書ではなく学校図書館ボランティアという形のこの「等」に入る形になります。そうなると、やはり学校司書さんの持つ専門性とボランティアさんとではかなりの差があって、やはりその学校の学校図書館運営に関しては全

然大きな開きが出てくるというのは事実です。私も昨年度までは雲南市にいまして、雲南市も学校司書とそれからボランティアの学校があって、校長会の方でも毎年市の方にすべての学校に学校司書を置いてくれとお願いをするのですが、市の方はボランティアということで置いているから100%なのだ、みたいな形で言ってきます。なので、これ本当にこの「等」という言葉があることで、なんか上手く纏めておられますけど、実態はやはり学校司書がいるかいないかっていうのは学校にとっては大きなことで、いくら小さな学校でも学校司書がいることで学校図書館活用教育が充実するのは間違いないですし、その辺りすぐにどうこうではありませんけど、現場の意見として一応お伝えをしておきたいなあと思いました。以上です。

議長（木内委員）：
　何かコメント等はありませんか。お願いします。

教育庁社会教育課：
　子ども読書県しまねの所が少し下火になってきているとのご指摘ですが、しっかりと魂を忘れないように、私達の努力が不足している部分も多いと思いますので、取り組んで参りたいと思っています。
　学校司書「等」の所につきましては、私も直ぐにお答えすることができない部分もありますが、まず市町村立学校の学校司書さんは市町村の任用になりますので、そういった部分を県としては補助という形で支援しています。一方で色んな司書資格がある方無い方、色々なスキルの差があることは聞いていますので、そういった所には研修等を含めて支援を引き続き行いたいと考えています。すいません。お答えがはっきりできなくて申し訳ありません。

議長（木内委員）：
　はい、ありがとうございます。では、金山委員お願いします。

金山委員：
　これは多分連携の話になると思うのですが、今年、怪談が発行されて120年だということで、それからNHKでも「ばけばけ」の話題で、松江市さんですとか小泉八雲関連とか、お菓子が販売されていたり、一方ではすごく盛り上がっているところがあるのですけれども、そういったところもやはりとらまえて、子ども読書の推進にそのテーマで連携するとか、県立図書館それから各市町村図書館が、そういったところの一つのテーマを基に読書活動を掲げていくとか、そういうところがなかなかあまり連携できているのだろうか、というところをとても感じます。一方ではメディアで取り上げられたり、色々と商業的なところはやっているのですが、やはり島根県として大切な小泉八雲の発祥というところで色々と図書関係もありますし、小泉凡さんもすぐ近くヘルン旧居の館長さんであって活躍しておられるということもあるので、そういったところやはりとてもいいチャンスなのにな、というところがあるので、是非ともそういうところは連携をしたり講演の講師に呼んでまわってみたりとか、そういうところを取り組んで頂きたいなと。たぶん今年も来年も、その分はしばらく続いていくと思うので、そういうところを色々な所に結び付けて、貸出も読書活動の推進もそういうところを上手い具合に、せっかく教育委員会さんなどもいらっしゃる訳ですから、そういう所と観光とか結び付けていただけるともっと色々な所で読書の普及とか、結び付けられるのではないかと思いますので、是非柔らかい頭で考えて頂きたいなと思います。

議長（木内委員）：
　ありがとうございます。

事務局（館長）：
　柔らかい頭と言われてもなかなか図書館は固くなっておりましてどこまでご期待に添えるか分かりませんが、おっしゃったように市町村連携、なかなか県内西部までどこまで小泉八雲というのが上手くあがって行けるのか私も疑問なところはありますが、市町村連携とか、例えば小泉八雲が今時機を得たものとしてありますが、一つのテーマで県内の例えば図書館でテーマ読書週間そういったところでもやって、何らか PR を立ち上げていくとか、読書普及推進に繋げていく活動を県立図書館が市町村との核になる、また観光とおっしゃっていましたが、なかなかこれまで図書館観光とかそういった所、難しい部分があり考えてない部分がありますが、何ができるかとか、教育委員会でしたり県庁の方とも話をしながらできることをやっていきたいと思っています。具体的にいつから何をするかという話にはなりませんが、図書館の核となれるように県立図書館が市町村との連携というのは考えていきたいと思います。ご提案ありがとうございます。

議長（木内委員）：
　伊藤委員お願いします。

伊藤委員：
　資料 7 のご説明は、別冊の読書活動推進計画、子ども読書推進計画を含むと考えて話をしていいのですか。別冊がついていますけど、これについてはこれからお話になるということですか。

教育庁教育指導課長：
　7 が、ちょっとボリュームが多いので 7 をまとめたものがこちらの資料になります。

伊藤委員：
　はい、分かりました。では、子どもの読書を支える人を育てることを基本目標ということで挙がっているのですが、先ほども紹介していただきましたが、親子読書アドバイザーを私もさせてもらっています。平成 24 年だったと思いますが、要請がありましてそれからずっと登録しているのですが、ここ 2、3 年のところで幼稚園、保育園の保護者向け、それから先生方の研修として来てくれないかということが大変増えまして、私だけでなく他のアドバイザーの出雲市内の者も出かけていったりしています。それで先ほど紹介しました子育て絵本を持っていきまして大変喜ばれていますし、図書館の方で作られたこの「親子読書のすすめ」についても特に裏表紙の松居さんの「聞くという読書について」のところをよくよく読んでいただくように話したり色々していますが、親子読書アドバイザーも本を手渡す人としては認識してもらっていると思いますが、じゃあ親子読書アドバイザーがどこでどんなことをしているか何を話しているのかということは恐らくあまり伝わってないのではないかと思います。で、私たちアドバイザー同士でも、それで何話した、とか、どんな様子だった、とかは本当に聞かないと分からないです。でも自分としては「こういうこと話したけん、これは使っていいけん、これはいいけん」とか「あれを持って行くだわ」とかというようなこと言っていますが、そういうアドバイザーの横の繋がりが全然なくて、情報交換する場が非常に乏しいです。だから、自ら動いて色んな人に声をかけながらやるしか今

ない状況です。それで、先ほど三國さんの方からも、どうしたらいいだろうかというようなこともあったのですけれども、やっぱり近くにこんなアドバイザーがいますよ、とか県立図書館にも親子読書アドバイザーさんがおられますよとか、そういう横の情報をつくる機会をぜひ作って頂きたいと思います。アドバイザーが、組織が起ち上がってから 2、3 年は事例発表みたいな研修会もありましたが、今アドバイザーの数も少なくなっていると思いますし、実際にどこにどんな人がいてどういう事をしているのか、というのが本当、研修をしていただけるのが一番いいのですが、そういう情報交換をする場だけでもいいので、少し設けていただく事をぜひ今日お願いしたいと思ってきました。よろしくお願いします。

議長（木内委員）：
　よろしくお願いします。他にはいかがでしょうか。
無いようでしたら松原委員から事前にご意見をいただいていますので私の方で代読させていただきます。第 5 次島根県子ども読書活動推進計画が実行的な計画となるような施策をして欲しい。この計画においては、数値目標として県立図書館から学校への団体貸出冊数を令和 4 年度実績で 24,434 冊から令和 10 年度 41,000 冊と目標を定めています。県立図書館の利用が少ない学校、特に新任の司書が勤務している学校に対してサポートや施策の告知をして利用の働きかけをしてほしいというような意見をいただいています。もし、事務局から回答がありましたらお願いしたいと思います。

事務局（図書館支援課長）：
　まずこの指標に出てくる学校への団体貸出冊数というのは、地域支援室と西部読書普及センターの 2 か所で小中学校や高校に対しておこなっている団体貸出と一括貸出の冊数に、本館、松江の方も県立学校を対象に行っている協力貸出冊数を足したものになります。松原先生のご意見の通り、最初の方で佐藤委員からもあったので相互貸借の冊数のところでも言いましたが、この相互貸借の冊数というところで言っても新しく入ってこられた確かに学校司書の方はどうしてもどういう風に借りていいか、という使い方が分からずに利用しないということが起こりがちですので、本当に具体的な取り組みの例として県立図書館で行う初任職員研修の機会などを利用しまして、逓送便を利用した相互貸借の仕方などの周知を図っていきたいという風に考えています。それから一度使われると「あぁこういう風に本が利用できるのか」ということになるかと思いますので、年に 1 回、例えば定期的に搬送マニュアルを送るとか、そういったことで利用促進を図っていきたいと思っています。以上です。

木内氏：
　ありがとうございます。今の松原委員からのご意見は、推進計画の別冊の 55 ページの大きな 2 番の④のところを言及されていますのでご確認下さい、よろしくお願いします。他にご意見等ありますでしょうか。

木内氏：
　私の方で確認したいことがあるのでまた後ほど終わった後で確認させていただきます。もしないようでしたら議題は以上になりますが、ご質問ご意見全体を通してというところで何かありましたらお願いしたいと思います。
　どうしても私、聞きたいことが一つありまして、これは先程の概要の 4 ページに出てくる学校

司書等配置率の件ですが、配置率をカウントする際に、例えば学校１校につき１人の配置をもってカウントしているのか、それとも例えば１人の学校司書が複数を掛け持ちしている場合もカウントするのか、もし分かりましたら教えていただきたいです。

教育庁社会教育課：
　正確なところを担当している者に確認して、しっかり正確なものを別途お返しさせていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

木内氏：
　というわけで以上になりますがよろしいでしょうか。以上をもちまして議事を終了いたしますので、今日はご協力ありがとうございました。以上をもちまして事務局の方に戻しますので、よろしくお願いいたします。

事務局（総務課長）：
　皆様長時間にわたり議論いただきどうもありがとうございました。最後に館長よりごあいさつを申し上げます。

事務局（館長）：
　皆様本当に様々なご意見をいただきましてありがとうございます。学校との関わりや電子書籍のことに関して県立図書館の方に叱咤激励いただいたものかなと、こちらとしても市町村の方にお示しするようなことができていないという状態で忸怩たる思いもないわけではないのですが、今日いただきました様々な意見は今後の県立図書館の運営に活かしたいと考えています。本当に長時間ありがとうございました。

事務局（総務課長）：
　ありがとうございました。それでは以上をもちまして令和６年度第１回島根県立図書館協議会を終了させていただきます。なお次回の本議会につきましては、開催を来年２月の下旬から３月の上旬を予定しています。本日は大変ありがとうございました。